

## 別紙 4

行政手続条例が適用される（条例又は規則に根拠がある）処分基準（不利益処分の基準）は次のとおりです。

個票番号	処分名	根拠法令名	根拠条項	処分基準	所管部署	備考
401	地区コミュニティセンター使用の制限	厚岸町地区コミュニティセンター条例（平成13年厚岸町条例第28号）	第5条	×ア	町民課自治振興係	
402	地区コミュニティセンター使用許可の取消し等	厚岸町地区コミュニティセンター条例（平成13年厚岸町条例第28号）	第6条第1項	×ア	町民課自治振興係	
403	地区集会所使用の制限	厚岸町地区集会所条例（平成13年厚岸町条例第29号）	第5条	×ア	町民課自治振興係	
404	地区集会所使用許可の取消し等	厚岸町地区集会所条例（平成13年厚岸町条例第29号）	第6条第1項	×ア	町民課自治振興係	
405	住の江山の手地区集会所利用の制限	厚岸町住の江山の手地区集会所条例（平成18年厚岸町条例第7号）	第8条	×ア	町民課自治振興係	
406	住の江山の手地区集会所利用許可の取消し等	厚岸町住の江山の手地区集会所条例（平成18年厚岸町条例第7号）	第9条第1項	×ア	町民課自治振興係	
407	宮園鉄北地区集会所利用の制限	厚岸町宮園鉄北地区集会所条例（平成24年厚岸町条例第1号）	第8条	×ア	町民課自治振興係	
408	宮園鉄北地区集会所利用許可の取消し等	厚岸町宮園鉄北地区集会所条例（平成24年厚岸町条例第1号）	第9条第1項	×ア	町民課自治振興係	
409	生活館使用の制限	厚岸町生活館条例（平成13年厚岸町条例第30号）	第5条	×ア	町民課自治振興係	
410	生活館使用許可の取消し等	厚岸町生活館条例（平成13年厚岸町条例第30号）	第6条第1項	×ア	町民課自治振興係	
411	生活改善センター利用の制限	厚岸町生活改善センター条例（平成18年厚岸町条例第6号）	第8条	×ア	町民課自治振興係	
412	生活改善センター利用許可の取消し等	厚岸町生活改善センター条例（平成18年厚岸町条例第6号）	第9条第1項	×ア	町民課自治振興係	
413	文書不提出等への過料	厚岸町後期高齢者医療に関する条例（平成20年厚岸町条例第12号）	第8条	×ア	町民課保険医療係	
414	保険料等不正への過料	厚岸町後期高齢者医療に関する条例（平成20年厚岸町条例第12号）	第9条	×ア	町民課保険医療係	
415	不届出等への過料	厚岸町国民健康保険条例（昭和34年厚岸町条例第20号）	第10条	×ア	町民課保険医療係	
416	文書不提出等への過料	厚岸町国民健康保険条例（昭和34年厚岸町条例第20号）	第11条	×ア	町民課保険医療係	

個票番号	処分名	根拠法令名	根拠条項	処分基準	所管部署	備考
417	負担金等不正への過料	厚岸町国民健康保険条例（昭和34年厚岸町条例第20号）	第12条	×ア	町民課保険医療係	
418	一部負担金の執行猶予及び減免の取消し	厚岸町国民健康保険条例施行規則（平成14年厚岸町規則第24号）	第16条第1項、第2項	×ア	町民課保険医療係	

※「処分基準」欄の記載内容は、次のとおりです。

①「○」 処分基準を設定している。

②「×」 処分基準を設定していない。

ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの

イ：処分の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの

ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの